

# 資料 1

## 介護予防・日常生活支援総合事業 に係る事業者説明会

平成28年11月21日（月）・22日（火）

愛西市役所 南館1階 会議室1-3、1-4

愛西市 健康福祉部高齢福祉課

## 【 目 次 】

第 1	介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の概要・・・・・・・・・・	1
第 2	新しい総合事業における基準緩和型サービスの基準等について・・・・・・・・	10
第 3	新しい総合事業の指定申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第 4	利用者との契約等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第 5	新しい総合事業の請求について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第 6	新しい総合事業における介護予防ケアマネジメント・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第 7	予防給付利用者等に係る新しい総合事業への移行について・・・・・・・・・・	22

## 第1 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の概要

※以下「介護予防・日常生活支援総合事業」を「新しい総合事業」といいます。

### 1 国の考え方

#### (1) 新しい総合事業の趣旨

○市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す。

○要支援者等については、掃除や買い物などの生活行為の一部が難しくなっているが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為は自立している者が多い。このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側と支援される側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待される。

○要支援者等の多様な生活支援ニーズについて、従来、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村の実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、「従前の介護予防訪問介護等」と「住民等が参画する多様なサービス」を総合的に提供可能な仕組みに見直す。

#### 《根拠》

- ・介護保険法 第115条の4第1項
- ・介護予防日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年3月31日 厚生労働省告示第196号）
- ・介護予防日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日 老発605第5号）

#### 《実施時期》

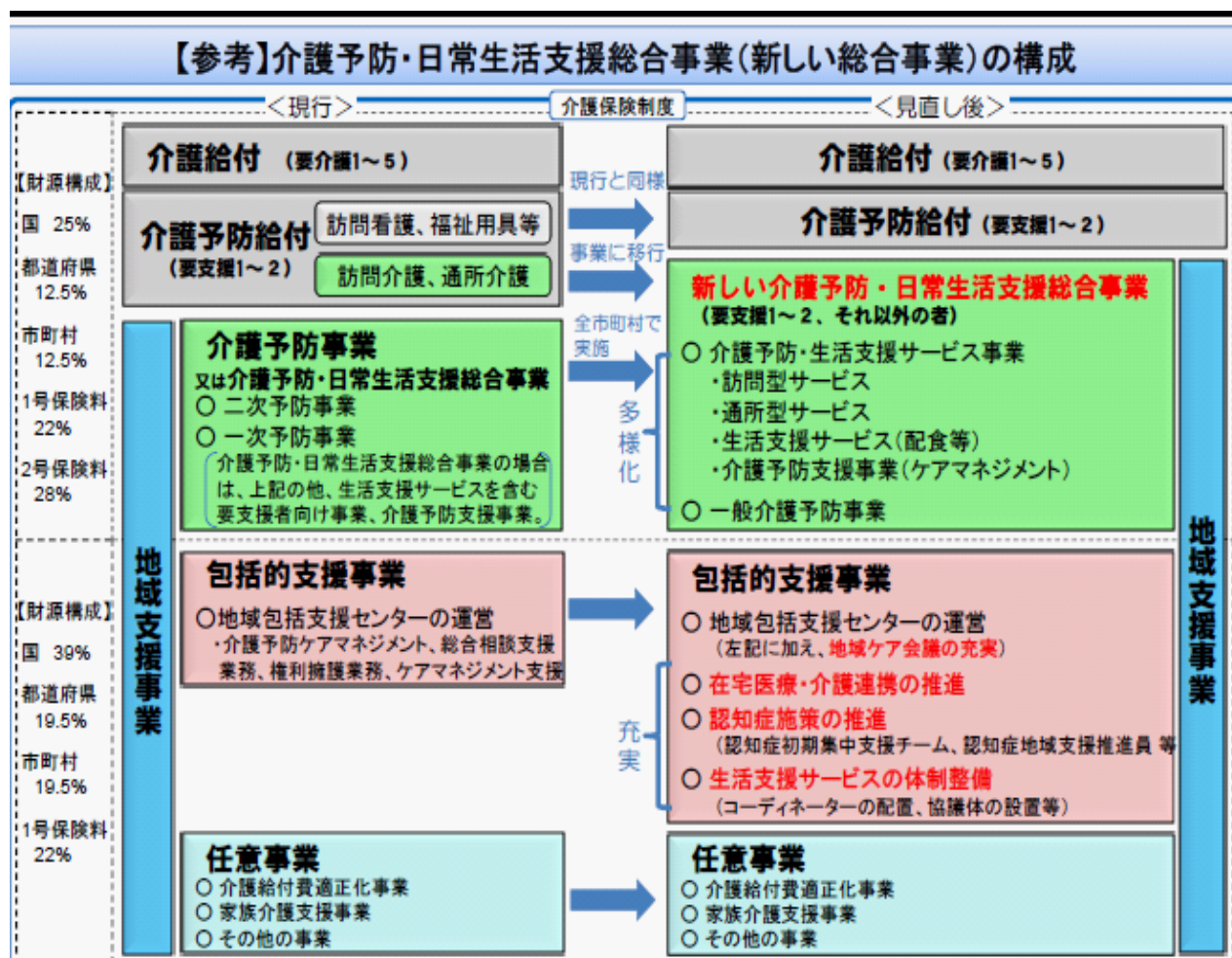
- ・平成29年4月1日までに全市町村で実施

## (2) 新しい総合事業の概要

○訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き介護予防給付としてサービス提供を継続する。

○地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、新しい総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせる。

○介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略し、基本チェックリストで判定することによって「介護予防・生活支援サービス事業対象者」（以下「事業対象者」という。）として迅速なサービス利用を可能にする。



(厚生労働省「介護予防日常生活支援総合事業ガイドライン」より出典)

### (3) 新しい総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

#### ア 介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者
  - ①要支援者
  - ②事業対象者

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供する
生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供する
介護予防 ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う

#### イ 一般介護予防事業

- 対象者
  - 第1号被保険者のすべての者及びその支援のための活動に関わる者

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等を活用することにより、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防 普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動 支援事業	住民主体の介護予防の育成・支援を行う
一般介護予防事業 評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション 活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場所等において、リハビリ専門職等による助言などを実施する

## 2 愛西市の新しい総合事業

### (1) 相談からサービス利用までの流れ

#### ① 地域包括支援センター又は市役所（高齢福祉課）・各支所に相談

相談者から相談の目的や希望するサービス内容を「対象者確認票」にて聞き取り、基本チェックリストの実施の要否について確認する。

- ・ 「対象者確認票」で「要介護認定申請手続き」となった場合は、要介護認定申請を案内する。
- ・ 第2号被保険者については、要介護認定を案内する。
- ・ 一般介護予防事業の利用のみを希望している場合は、基本チェックリストの実施は不要とする。

#### ② 基本チェックリストの実施

「対象者確認票」で「基本チェックリスト対象者」となった場合は、基本チェックリスト及び記載要領を配付し、相談者本人に記入してもらう。

- ・ サービス利用のための手続きは、原則相談者本人が直接窓口に出向いて行う。ただし、やむを得ない事情がある場合には、家族に基本チェックリストを記入してもらうが、その後、必ず地域包括支援センターが訪問等で本人の状況を確認する。

#### ③ 事業対象者の判定・被保険者証等の交付

基本チェックリストの判定を行い、該当した場合は事業対象者となる。事業対象者は、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出し、事業対象者と記載された被保険者証及び負担割合証の交付を受ける。

- ・ 基本チェックリストの結果、非該当の場合については、一般介護予防事業の利用につなげる。

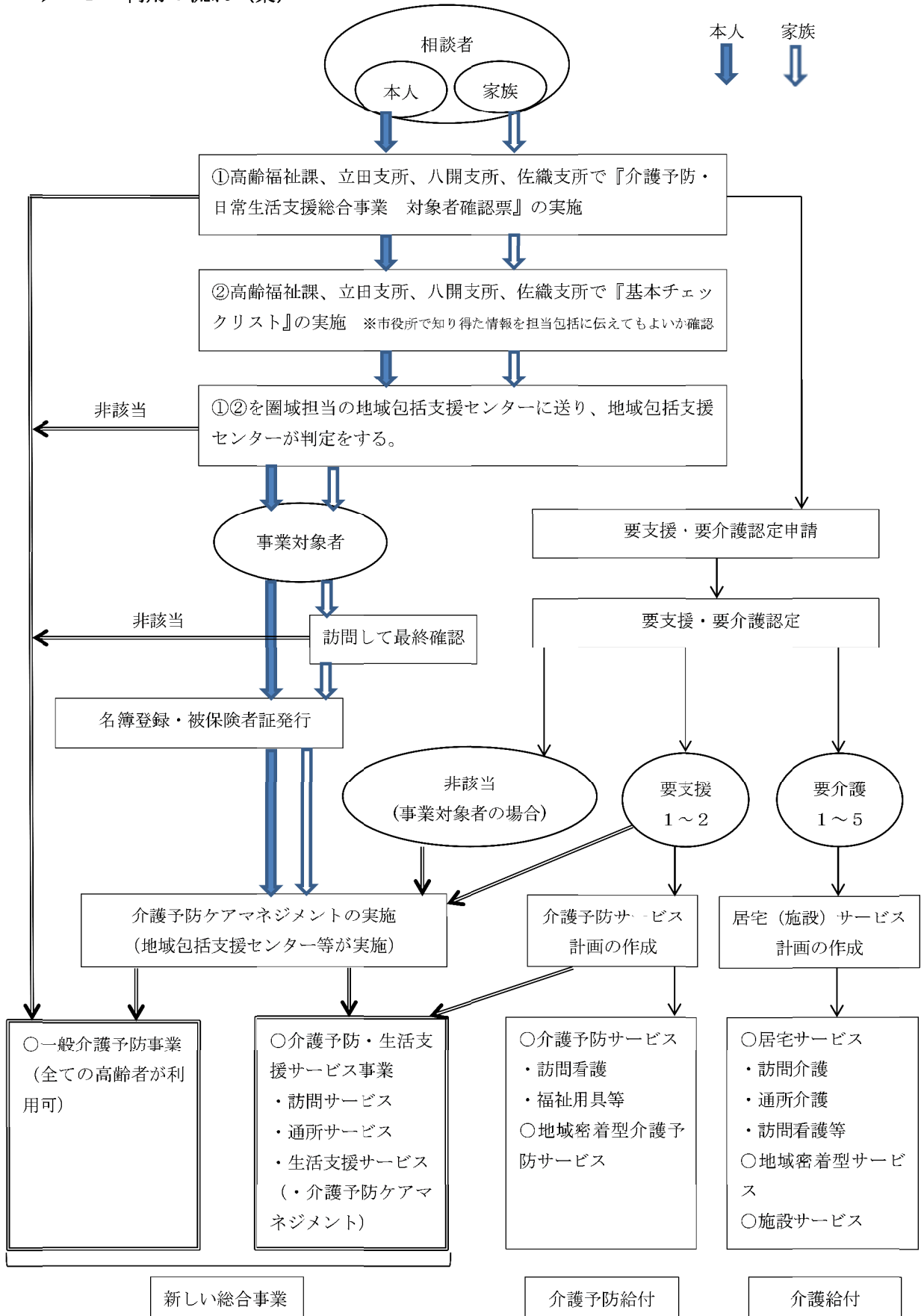
#### ④ 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター又は委託居宅介護事業所は、要支援者・事業対象者に対してアセスメントを行い、その結果に基づきケアプラン案の作成、サービスの案内等を行う。

#### ⑤ 新しい総合事業の利用開始

要支援者・事業対象者は、ケアプランに同意したうえでサービス提供事業者との契約を締結し、新しい総合事業の利用を開始する。

サービス利用の流れ（案）



## (2) 介護予防・生活支援サービス事業の内容

### 訪問サービス

#### ○訪問介護相当サービス（現行相当、従来と同一のサービス）

従来の介護予防訪問介護の人員基準による職員配置の下、事業所のホームヘルパー等が家庭を訪問して、利用者の生活機能の維持・向上の観点から、身体介護、生活支援サービスを提供する。

#### ○訪問型サービス A（緩和した基準）

従来の介護予防訪問介護の人員基準を緩和し、NPO 法人や協同組合、社協、シルバー人材センター、民間事業者等に所属する一定の研修終了者等が家庭を訪問して、自立を目指した相談・指導のもと、日常の掃除・洗濯・家事等の生活支援サービスを提供する。

#### ○訪問型サービス B（住民主体による）

住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービス（布団干し、掃除、洗濯、買い物代行、調理、ゴミだし、電球の交換、代筆等）を提供する。

### 通所サービス

#### ○通所介護相当サービス（現行相当、従来と同一のサービス）

従来の介護予防通所介護の人員基準による職員配置の下、デイサービスセンター等の施設において、入浴、排泄、食事等の介助や見守りを行うケースに、送迎、レクリエーション、入浴、機能訓練等のサービスを提供する。

#### ○通所型サービス A（緩和した基準）

従来の介護予防通所介護の人員基準を緩和した職員配置の下、デイサービスセンター等の施設において自立した生活を目指し、入浴、排泄、食事等の介助や見守りを行わないケースに、送迎、レクリエーション、入浴、機能訓練等のサービスを提供する。

#### ○通所型サービス B（住民主体による）

住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくりのサービス（体操、脳トレ、レクリエーション等）を提供する。

#### ○通所型サービス C（短期集中型）

専門職による生活行為の改善のための栄養改善・口腔機能向上事業を実施する。

### 生活支援サービス

#### ○配食サービス

配食及び安否確認を行い、必要な場合に関係機関等へ連絡する。

#### ○高齢者見守り訪問事業

傾聴及び安否確認を行い、必要な場合に関係機関等へ連絡する。



### **介護予防ケアマネジメント**

地域包括支援センター及び委託居宅介護支援事業所の介護支援専門員等が、利用者の心身の状況や希望等を踏まえて、利用するサービスの種類を定めたケアプランを作成し、併せてサービス事業者等との利用調整を実施する。

### (3) その他の留意点等

#### ア 訪問介護・通所介護の新しい総合事業への移行

要支援者のうち、訪問介護又は通所介護を利用している方については、平成29年4月1日以降、順次新しい総合事業に移行します。

新しい総合事業に移行した方の訪問介護・通所介護のサービスコード等が変更となります。

なお、認定更新等まで予防給付を受ける場合は、従前の予防給付のサービスコードを使用してください。

#### イ 事業対象者について

##### (ア) 支給限度額・サービス提供頻度

事業対象者の支給限度額は、予防給付の要支援1認定と同じ5,003単位とし、サービス提供頻度についても、要支援1認定と同等に位置づけます。

例えば、訪問型サービスAの場合には下表のようになります。

##### ○訪問型サービスA

サービス略称	サービス提供頻度	利用対象者
訪問型サービスⅠ	週1回	要支援1・2、事業対象者
訪問型サービスⅡ	週2回	要支援1・2、事業対象者
訪問型サービスⅢ	週3回	要支援2のみ

##### (イ) 有効期間の設定

事業対象者について、一律2年間の有効期間を設定します。

なお、サービス利用中の方に対しては、地域包括支援センター及び委託居宅介護支援事業所の職員が、有効期限到来時に「対象者確認票」にて聞き取り、状況に応じて介護認定更新申請、または基本チェックリスト等を実施し、更新手続きを行います。

#### ウ 利用者負担

介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割）と同様の取り扱いです。

#### エ 住所地特例者の利用

住所地特例者については、施設所在地である市町村で、基本チェックリストの実施及び新しい総合事業のサービス利用を行います。

#### (4) 新しい総合事業に関する広報

##### ア 市民への周知

- ・新しい総合事業のチラシ等を市役所・各支所・地域包括支援センターにて配布
- ・広報（2月号）、ホームページに掲載（1月）
- ・高齢者ガイドブックへの掲載

##### イ 65歳以上の方（第1号被保険者）への周知

- ・介護保険料の賦課通知の送付時にチラシを同封

##### ウ 新しい総合事業に移行対象となる利用者への周知

###### 介護給付から移行する利用者（要支援者）

- ・要介護認定更新案内送付時にチラシを同封
- ・地域包括支援センターや委託居宅介護支援事業所の担当のケアマネジャーが、利用者宅訪問（モニタリング等）時に個別に説明を実施

#### (5) 今後のスケジュール（予定）

時 期	事 項
平成28年11月21日（月）・ 22日（火）	介護サービス事業者及び居宅介護支援事業所 への説明会
平成29年 1月10日（月）～ 2月28日（火）	事業者の指定申請受付（平成29年4月1日 指定分）
平成29年 3月中	事業者の指定完了（平成29年4月1日指定 分）
平成29年 4月～	順次指定申請を受付

## 第2 新しい総合事業における「緩和した基準によるサービス」の基準等について

### 1 新しい総合事業の開始について

平成27年4月の介護保険法改正により介護予防訪問介護・介護予防通所介護（従来型のサービス）が市町村ごとの事業である新しい総合事業に移行することになりました。新しい総合事業においては、多様な主体によるサービス提供が可能となり、従来のサービスに加えて人員基準・設備基準・運営基準を緩和したサービスを各市町村が創設することを可能としています。

### 2 「緩和した基準によるサービス」の基準等について（訪問型・通所型サービスA共通事項）

#### (1) 対象者

要支援者、事業対象者

#### (2) 人員基準・設備基準等

「愛西市の訪問型サービスの基準」「愛西市の通所型サービスの基準」を参照

#### (3) 運営基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

「提供拒否の禁止」は国のガイドラインに沿って削除

他は従来の基準と同様に実施

#### (4) 指定手続きおよび報酬の請求方法

愛西市に指定申請。国保連合会へ報酬請求

### 3 訪問型サービスA

#### (1) 提供するサービス

厚生労働省通知平成12年3月17日老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」2-0から2-6に定める生活援助。掃除、洗濯、調理などについては、利用者の様態に応じて、利用者と従事者が共に行うことが可能

#### (2) 介護報酬（1単位の単価は介護予防訪問介護と同じ）

	週1回	週2回	週3回 (要支援2のみ)
報酬(月額包括単位)	934単位	1,868単位	2,963単位

### 4 通所型サービスA

#### (1) 提供するサービス

入浴、排泄、食事等の介助や見守りを行わないケースでレクリエーション、入浴、機能訓練等を事業所が内容を選択して実施

昼食の提供の有無は事業所が選択して実施

送迎は必須

1回2時間以上の利用時間を想定

(2) 介護報酬（1単位の単価は介護予防通所介護と同じ）

	週1回 (事業対象者、要支援1・2)	週2回 (要支援2のみ)
報酬(月額包括単位)	1, 317単位	2, 701単位

### 第3 新しい総合事業の指定申請について

#### 1 訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスの指定申請について

##### (1) みなし指定事業所

平成27年3月31日時点で予防訪問介護事業所・予防通所介護事業所の指定を受けている事業所はみなし指定を受けていますので、改めての指定申請の必要はありません。

※ただし、みなし指定の効力は平成30年3月31日までですので、以降も事業を継続する場合には、それまでに市に指定申請が必要となります。

##### (2) 新規指定申請

平成27年4月1日以降に予防訪問介護事業所・予防通所介護事業所の指定を受けている事業所（みなし指定を受けていない事業所）は、指定申請が必要となります。

訪問介護相当サービス（みなし指定を受けていない事業所）

通所介護相当サービス（みなし指定を受けていない事業所）

#### 2 訪問型サービスA、通所型サービスAの指定申請について

新たなサービスのため市に指定申請が必要となります。

##### (1) 訪問介護等、通所介護等と一体で提供する場合

訪問型サービスA（一体型）

通所型サービスA（一体型）

##### (2) 単独事業所で提供する場合

訪問型サービスA（単独型）

通所型サービスA（単独型）

#### 3 平成29年4月1日指定分の申請受付について

（受付期間）

平成29年1月10日～平成29年2月28日（火）

（申請先）

##### (1) 郵送の場合

住所 〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地

担当課 健康福祉部高齢福祉課 地域包括支援センター

TEL0567-55-7117(直通)

(2) 窓口の場合

担当課 健康福祉部高齢福祉課 地域包括支援センター（愛西市役所内）

担当課 健康福祉部高齢福祉課 地域包括支援センター サブセンター  
（愛西市役所 佐織庁舎内）

Tel.0567-25-5300(直通)

\*要綱、申請書については、愛西市ホームページに掲載します。

（要綱の内容）

- ① 愛西市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
- ② 愛西市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱
- ③ 愛西市訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱
- ④ 愛西市訪問型サービスA及び通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

#### 4 愛西市以外の他市町村への指定申請について

愛西市に所在する事業所に、他市町村の介護保険被保険者が利用している場合には、愛西市のほかそれぞれの市町村に届け出が必要であるため、他市町村に問い合わせをしてください。

## 第4 利用者との契約等について

### 1 新しい総合事業による契約等について

現在における利用者との契約等については、「介護予防訪問（通所）介護」の提供に関する契約であることから、総合事業の開始にあたり、サービス提供事業所は「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」があらためて必要となります。この契約書等の取り直しについては、利用者の認定更新等のタイミングで行ってください。

### 2 契約書等の表記変更例について

#### (1) 契約書

##### ① 契約書の名称

介護予防訪問介護→介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業に変更

介護予防通所事業→介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業に変更

##### ② 提供するサービスの種類などの表記

条文の介護予防訪問介護→第1号訪問事業に変更

条文の介護予防通所事業→第1号通所事業に変更

##### ③ 介護予防サービス計画書の表記

介護予防サービス計画書→介護予防サービス計画書または介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアプラン」という。）など、総合事業によるケアプランの分を追加する

#### (2) 重要事項説明書

##### ① 重要事項説明書の名称

介護予防訪問介護→介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業に変更

介護予防通所事業→介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業に変更

##### ② 提供するサービスの種類などの表記等

文中の介護予防訪問介護→第1号訪問事業に変更

文中の介護予防通所事業→第1号通所事業に変更

##### ③ 利用料

文中の介護予防訪問介護→第1号訪問事業に変更

文中の介護予防通所事業→第1号通所事業に変更

緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）については、介護報酬が異なるため、表記を変更または追加する必要があります

(参考；愛西市のサービスの表記例)

訪問型サービスA（緩和した基準）、訪問型サービスB（緩和した基準）



### 3 総合事業に係る契約締結を円滑に行うための例

既に介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用している方が、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスに移行する際は、再度契約書等を取り交わす必要はなく、サービスの名称や変更点を説明した文書を利用者と取り交わすことで契約が継続されると判断します。

※文面案は別紙に例示しますが、契約書文面との整合が必要であって文面案をそのまま用いることが出来ない場合があることに留意してください。

### 4 利用者との取り交わし等が必要な書類一覧

#### 訪問サービス

訪問介護相当サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約書</li><li>・ 重要事項説明書</li><li>・ 個人情報使用同意書</li></ul>	} 読み替え文書にて従来のものを引き続き利用可能
訪問型サービス A	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約書</li><li>・ 重要事項説明書</li><li>・ 個人情報使用同意書</li></ul>	

#### 通所サービス

通所介護相当サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約書</li><li>・ 重要事項説明書</li><li>・ 個人情報使用同意書</li></ul>	} 読み替え文書にて従来のものを引き続き利用可能
通所型サービス A	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約書</li><li>・ 重要事項説明書</li><li>・ 個人情報使用同意書</li></ul>	

## 第5 新しい総合事業の請求について

新しい総合事業においても現行の介護予防給付と同様に、審査支払に関して国保連合会を利用します。

請求にあたっては給付管理票の作成が必要です。また予防給付と総合事業を併せて利用している方は、一括して給付管理票を作成してください。

詳しい請求方法については愛知県国民健康保険団体連合会へお尋ねください。

### 1 サービス種類コード・事業者番号

請求にあたって利用するサービス種類コードは介護予防給付とは異なります。また事業者番号についても、現行の番号と異なるものになります。

サービスコード表は別表をご覧ください。

サービス種別	サービス種別コード	事業者番号
訪問介護相当サービス (みなし指定事業者)	A1	現行の事業所番号
訪問介護相当サービス (平成27年4月1日以降の指定事業者)	A2	市から通知された番号
訪問型サービスA	A2	市から通知された番号
通所介護相当サービス (みなし指定事業者)	A5	現行の事業所番号
通所介護相当サービス (平成27年4月1日以降の指定事業者)	A6	市から通知された番号
通所型サービスA	A6	市から通知された番号
介護予防ケアマネジメント	AF	

## 第6 新しい総合事業における介護予防ケアマネジメント

### 1 概要

#### (1) 考え方

介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行うことを目的とします。

さらに、この介護予防ケアマネジメントの考え方は、サービス利用を終了した場合においても対象者のセルフケアとして習慣化され、継続される必要があります。そのためには対象者が主体的に取り組めるように働きかけるとともに、知識や技術の提供によって対象者自身の能力が高まるような支援が重要です。

#### (2) 介護予防ケアマネジメント（サービス利用）の流れ

- ①相談
- ②「対象者確認票」の聴き取りのち、基本チェックリスト又は要介護認定申請
- ③介護予防ケアマネジメント依頼書提出（要支援者及び事業対象者）
- ④被保険者証発行
- ⑤アセスメント
- ⑥ケアプラン原案作成
- ⑦サービス担当者会議
- ⑧利用者への説明・同意
- ⑨ケアプラン確定・交付
- ⑩サービス事業利用
- ⑪モニタリング
- ⑫給付管理票作成（国保連送付）

### (3) 介護予防ケアマネジメントの類型 (案)

	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
対象サービス	指定事業所による 訪問サービス 通所サービス	ケアマネジメントAまたはC以外のケース	訪問型・通所型サービスB 配食サービス 高齢者見守り訪問事業
実施機関	地域包括支援センター 委託居宅介護支援事業所		
利用者負担	なし		
単価等	従来と同様のケアプラン 初回：7,606円 継続：4,480円	簡易なケアプラン 初回：5,366円 継続：2,240円	簡易なケアプラン 初回のみ 1,500円
居宅介護支援事業所への委託	初回：7,030円 継続：4,030円	初回：5,010円 継続：2,010円	初回のみ 1,500円
請求・支払方法	・愛西市へ請求し、愛知県国民健康保険団体連合会経由で支払	・愛西市へ請求し、愛知県国民健康保険団体連合会経由又は直接支払	直接支払

## 2 介護予防ケアマネジメント

新しい総合事業における介護予防ケアマネジメントにおいても、これまでの要支援者に対する介護予防ケアマネジメントの考え方・方法と異なるものではありませんが、以下に、新しい総合事業における介護予防ケアマネジメントで異なる点や留意点について記載します。

### (1) アセスメント

#### ○居宅訪問等

ケアマネジメントA及びBは、居宅訪問してアセスメントを実施します。

(2) サービス担当者会議

○ケアマネジメントA

ケアプラン作成時及び変更時並びに認定更新時（基本チェックリスト更新時）に実施します。また、その他必要時に実施します。3～6か月を目途に維持・改善すべき課題である「目標」が達成されるよう、利用者や家族、ケアプラン作成者のほか各サービス事業担当者等を構成員として実施します。

なお、このサービス担当者会議はモニタリングを実施した後に実施します。

○ケアマネジメントB

サービス担当者会議を省略する場合もあるが、ケアプランの変更を行ったときは、利用者、サービス実施者ともその内容を共有することが必要です。

(3) ケアプランの様式

介護予防支援と同様式とします。

ケアプランB・Cについては記入を省略する項目があります。

※制度改正に伴い、介護予防支援の様式について文言等の若干の修正を予定していますが、現行様式の使用も補記により可能とします。

(4) ケアプランの確定・交付

介護予防支援と同様の手続きとします。

(5) モニタリング（評価）

○ ケアマネジメントAについては本人またはサービスの実施状況等に関する報告をサービス事業者から月1回聴取します。また、サービス提供月の翌月から起算して3か月に1回は利用者の居宅を訪問し、面接して実施します。

また、モニタリングにおいて、順調に進行した場合には事業を終了し、高齢者がセルフケアを継続できるよう地域のサロンへ積極的につないだり、一般介護予防事業を紹介したりする等、必要なアドバイスを行うことが必要です。

○ ケアマネジメントBについては、必要に応じてモニタリング（評価）を行います。

(6) 給付管理票・委託先支援事業所情報の作成

給付管理票を作成しますが、その取扱いは介護予防支援と同様です。

(7) 居宅介護支援事業所への委託

地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との委託契約書等については別途お示しします。

(8) 医師の意見

事業対象者は、要介護認定における「主治医意見書」にあたるものが無いことから、利用者の主治医に対し、訪問や電話連絡、サービス担当者会議等の連携を強化することで本人の心身状況等を把握し、運動を伴うサービス利用の適否について確認をお願いします。

(9) サービスの振り分け基準

自立支援の視点を踏まえ、適切なサービス計画の作成をお願いします。

○訪問サービス

区分	訪問介護相当サービス（現行相当）	訪問型サービス A
要支援 1・2	<b>援助内容が身体介護</b>	援助内容が生活援助のみ
事業対象者	<b>援助内容が身体介護</b>	援助内容が生活援助のみ

○通所サービス

区分	通所介護相当サービス（現行相当）	通所型サービス A
要支援 1・2	・（介護認定申請での）訪問調査票で移動、食事、排泄で見守り、一部介助にチェックあり ※障害高齢者の日常生活自立度 A2 以上 ※認知症日常生活自立度 II a 以上 （※はサービス担当者会議によって利用可とする）	利用可
事業対象者	原則、利用不可 （ただし、障害高齢者の日常生活自立度 A2 以上で移動、食事、排泄で見守り、一部介助などの身体状況や認知症日常生活自立度が II a へ変化した場合はサービス担当者会議によって利用可とする）	利用可

(10) 住所地特例者の新しい総合事業の利用手続について

① 相談及びチェックリストの実施等について

愛西市の住所地特例対象施設に居住する A 市の被保険者(住所地特例被保険者)は、新しい総合事業の利用について愛西市又は地域包括支援センターに相談します。

基本チェックリストを実施し、愛西市役所へ書類の提出を行います。(本市の被保険者と同様になります。)

【要介護認定が必要な場合】

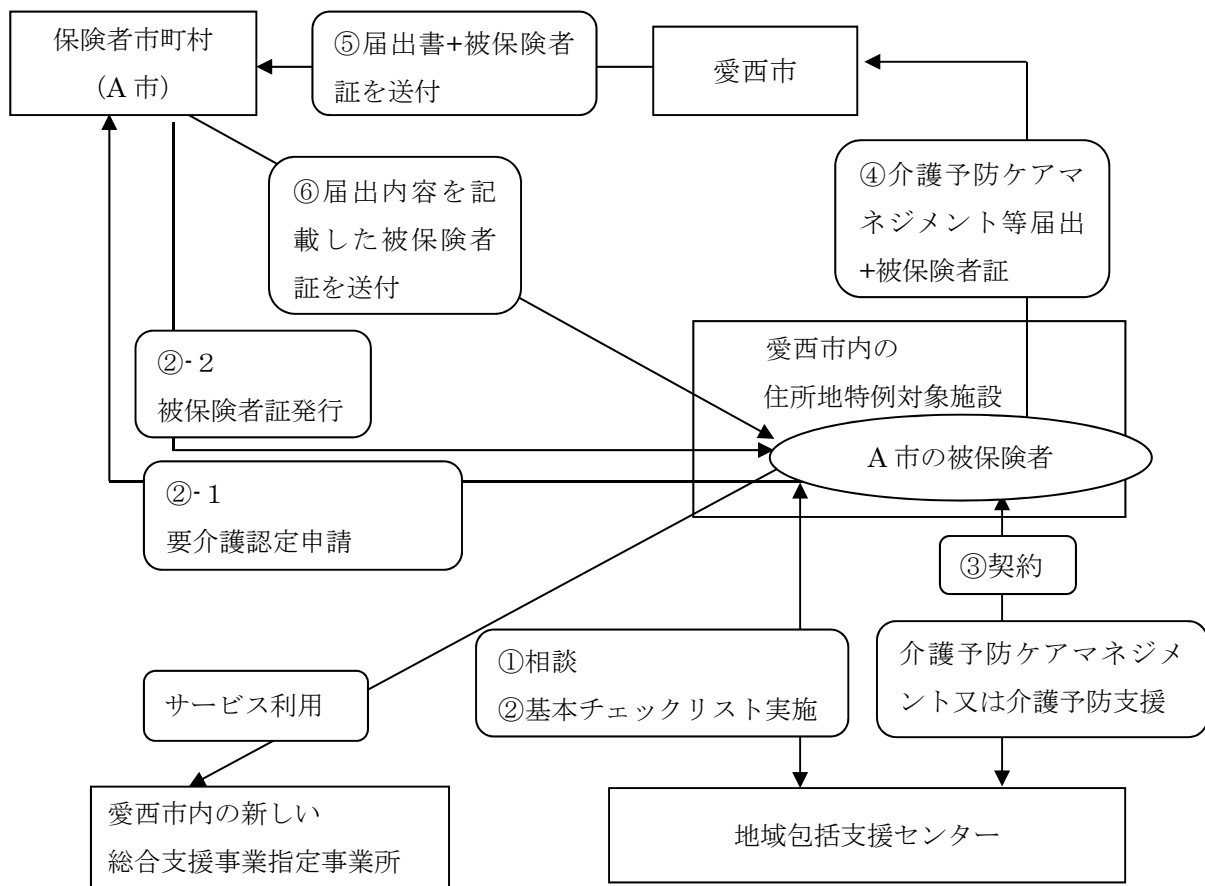
被保険者(A市)は保険者市町村である A 市に対して要介護認定申請を行います。

②介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出

被保険者(A市)は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書に被保険者証を添付して愛西市に対して届け出をすることで、介護予防ケアマネジメント又は、介護予防支援を通じた事業の利用が可能となります。

愛西市は被保険者(A市)から提出された介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書及び被保険者証を A 市に送付します。被保険者(A市)には、A 市より必要事項が記載された被保険者証が送付されます。

<新しい総合事業の利用の流れ>



## 第7 予防給付利用者等にかかる新しい総合事業への移行について

### 1 予防給付利用者

#### (1) 移行対象者

要支援者のうち、訪問介護又は通所介護を利用しており、要支援認定の有効期間の末日が平成29年3月31日から平成30年2月28日までの方

#### (2) 移行内容及び移行方法

上記移行対象者の認定有効期限到来2か月前に通知される認定更新案内を契機とし、予防給付から「新しい総合事業」の移行手続きを順次行う。

※認定有効期限到来前でも、平成29年4月以降であれば、本人の希望により新しい総合事業へ移行可能

#### (3) 移行事務

##### ① 要支援者への事前説明（平成29年2～3月）

地域包括支援センター又は委託居宅介護支援事業所がモニタリング実施時に行う。説明の際には、説明用チラシを活用

##### ② 移行手続き（実施時期：平成29年4月以降）

地域包括支援センター又は委託居宅介護支援事業所が認定更新の手続きのタイミングで、移行手続きを行う。



## 総合事業への移行手続き

[移行対象者は要支援認定の有効期限の末日が平成29年3月31日から平成30年2月28日までの方]

事前手続き準備：平成29年2月から開始

[該当者のモニタリング時などに地域包括支援センター・居宅介護支援事業所が行う]  
(事業対象者確認票を利用)

- ・ 予防給付と併用 → 認定更新手続き
- ・ 本人の希望 → 認定更新手続き

### 「新しい総合事業」の移行手続き

